

特定保険医療材料費と特定保険医療材料以外の材料費について

【平成 27 年 10 月 15 日 第 12 回分科会でのご質問内容】

保険償還できる特定保険医療材料費と、償還できないようないわゆる診療に供する材料費の金額は、どのくらいか。

○特定保険医療材料費と特定保険医療材料以外の材料費の金額 (1施設当たり)

	材料費 (①)		特定保険医療材料費 (②)		特定保険医療材料以外の材料費 (①-②)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
医科	—	100.0% (8.6%)	—	40.3% (3.5%)	—	59.7% (5.1%)
病院	401,367 千円	100.0% (10.7%)	168,195 千円	41.9% (4.5%)	233,173 千円	58.1% (6.2%)
一般診療所	4,857 千円	100.0% (3.4%)	1,497 千円	30.8% (1.0%)	3,360 千円	69.2% (2.3%)
歯科診療所	3,582 千円	100.0% (7.5%)	3,099 千円	86.5% (6.5%)	483 千円	13.5% (1.0%)

※平成 27 年医療経済実態調査及び平成 26 年社会医療診療行為別調査より推計。

※括弧内は、収益に対する費用割合。

※保険薬局については、医療経済実態調査において、材料費を他の経費と区別して把握していない。